

修正事項について

こども支援局 子供支援総括室 子供支援総務課

(1) パブリックコメントの意見を受けて修正した箇所一覧

No	意見 No	該当 ページ	修正前	修正後
1	21	P41	<p>そこで、当初は学校の校庭や空き教室を<u>活用</u>して屋外と屋内で事業を実施する手法で事業を開始しましたが、<u>新たに学校の屋内のみで事業を実施する手法や公民館等の社会教育施設を活用する手法、学校や地域団体が主体となる子供の居場所につながる活動へ支援するなど連携して実施する手法など</u>、各校区の実情に合わせた事業手法を取り入れることで、事業経費の増大を抑えつつ実施校区の<u>拡大を図ります。</u></p>	<p>そこで、当初は学校の校庭や空き教室を<u>開放</u>して屋外と屋内で<u>遊び場など居場所を提供する</u>事業を開始しましたが、<u>学校の屋内のみでの実施や公民館等の社会教育施設の活用、学校や地域団体が主体となる子供の居場所につながる活動との連携</u>など、各校区の実情に合わせた事業手法を取り入れることで、事業経費の増大を抑えつつ実施校区の<u>拡大を図り、居場所の提供を進めます。</u></p>
2	35	P72	<p>家庭児童相談員やスクールソーシャルワーカーが福祉と教育の分野において、すでに役割の一部を果たしていますが、その体制の強化や、支援者側をサポートするコーディネーターの配置、地域の関係機関・団体や民間事業者などとの情報や課題の共有など、多角的な視点でコーディネート機能のあり方について検討する必要があります。</p>	<p>家庭児童相談員やスクールソーシャルワーカーが福祉と教育の分野において、<u>信頼関係を築いた上での継続的な支援を行っていることから</u>、すでに役割の一部を果たしていますが、その体制の強化や、支援者側をサポートするコーディネーターの配置、地域の関係機関・団体や民間事業者などとの情報や課題の共有など、多角的な視点でコーディネート機能のあり方について検討する必要があります。</p>

(2) パブリックコメントの意見以外で修正した箇所一覧

No	該当ページ	修正前	修正後
3	P28	<p>修正理由：第4編「重点施策」に掲げる8つの施策の設定にあたっての市の考え方を新たに記載しました。</p> <p>(4) まち全体で子供を育みます</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>保護者が子育てを第一義的に担うことを踏まえ、多様な家庭形態に配慮しつつ、子供の成長を共に喜び、安心して子育てができる環境づくりや子供の居場所づくりをまち全体で協力しながら進めていきます。 また、まちを構成している家庭、地域、学校、企業、行政などがそれぞれの役割をしっかりと果たし、連携するとともに、子供たち自身が参画する機会をつくり、まち全体で子供を育みます。</p> </div>	<p>(4) まち全体で子供を育みます</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>保護者が子育てを第一義的に担うことを踏まえ、多様な家庭形態に配慮しつつ、子供の成長を共に喜び、安心して子育てができる環境づくりや子供の居場所づくりをまち全体で協力しながら進めていきます。 また、まちを構成している家庭、地域、学校、企業、行政などがそれぞれの役割をしっかりと果たし、連携するとともに、子供たち自身が参画する機会をつくり、まち全体で子供を育みます。</p> </div> <p>3. 本計画の推進にあたって（市の考え方）</p> <p>本計画は、子供やその家庭が直面する課題について、部局を越えて検討し、課題に対応するための施策の方向性や目標を定めたもので、学童期以降の教育・子供施策の礎として定めた西宮市教育大綱とともに、本市の子育て支援施策の指針となるものです。</p> <p>子供は、乳幼児期において、しっかりとした愛着形成がなされ、そこで築かれた他者への信頼感を基盤として成長・発達します。友達との関わりや遊びを通して工夫することや挑戦することを学び、協調性や社会性を養い、将来、最も求められる「主体的に生きていく力」を身につけていきます。</p> <p>一方、近年、子育て家庭を取り巻く社会、経済状況は大きく変容し、子供たちの健やかな成長を家庭だけでなく行政の取組みを含め、まち全体で支援していくことが求められています。</p> <p>このようなことから本計画では、今後、特に取組みが必要な8つの施策を重点施策と位置付けました。本計画に基づき、全ての子供が健全な成長と発達を保障され、同じスタートラインに立てるよう支援していくことをめざしてまいります。</p>

No	該当 ページ	修 正 前	修 正 後
4	P52	<p>修正理由：国の制度改正に伴い記述を変更しました。</p> <p>また、ヘルパーや保育士を派遣し家事や育児の支援や指導を行う養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）については、特に支援が必要な家庭を対象に実施してきましたが、新たに「妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭」や「公的な支援につながない子供（健診の谷間にある子供、3歳～5歳児で幼稚園、保育所等に通っていない子供）のいる家庭」を対象とし事業を拡充することが国で検討されています。事業が拡充された場合、運営方法の見直しに加え、新たなヘルパー派遣事業者を確保することで需要の増加に対応していく必要があります。</p>	<p>また、ヘルパーや保育士を派遣し家事や育児の支援や指導を行う養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）については、特に支援が必要な家庭を対象に実施してきましたが、平成 29 年度の制度改正により、新たに「妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭」や「公的な支援につながない子供（健診の谷間にある子供、3歳～5歳児で幼稚園、保育所等に通っていない子供）のいる家庭」が事業の対象となりました。</p> <p>しかしながら、現在の体制では、新たな需要に対応することが困難であることから、運営方法の見直しや新たなヘルパー派遣事業者の確保などに取組む必要があります。</p>